

回 答 書

No.1

件 名	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務	回答日	令和8年10月5日
質疑箇所	質 疑	回 答	
入札公告 4 入札参加資格審査申請 ②	提出は1点でよろしいでしょうか。	②業務実績調書は1点(1件)のみで問題ありません。	
業務実績調書	「注2 なお、上記に記載した案件分の契約書及び仕様書等の写しを添付すること。」とございますが、契約金額および単価は、相手先自治体様との機密事項であり、原則として開示していません。金額にかかる部分は黒塗りさせていただき、予定件数等から案件規模を推察いただけますでしょうか。	実績につきましては、金額及び単価については要件としておりませんので黒塗りでも可とします。	
契約書案 第2条	「本契約による収納事務の委託は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付」とございますが、弊社は従来指定公金事務取扱者制度を適用し、各自治体様の収納代行業務を行っております。本件に関しても、指定公金事務取扱者制度を適用していただきたいです。	地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託するものです。	
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務事務約款	この約款は、今現在の収納代行業者を乙として、コンビニ各社を丙として締結している内容と同一でしょうか。差分がある場合、コンビニ各社から拒否される可能性があります。	本入札から総務省の標準契約書(案)を参考に作成しております。同一ではございません。	
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務における個人情報取扱いについて	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務事務約款と同様に、今現在の収納代行業者を乙として、コンビニ各社を丙として締結している内容と同一でしょうか。差分がある場合、コンビニ各社から拒否される可能性があります。	本入札から総務省の標準契約書(案)を参考に作成しております。同一ではございません。	

回 答 書

No.2

件 名	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務	回答日	令和8年10月5日
質疑箇所	質 疑	回 答	
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務における個人情報の取扱いについて第1条	「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項の定めによる」とございますが、本業務における個人情報とは以下2つという認識でよろしいでしょうか。 (1) 甲の納付書 (2) 箇号の納付書をもとに作成される一切の文書 なお、紙媒体として保有しているものであるか又は電子計算機及び光学式情報処理装置等のシステムにより電子媒体として保有しているかは問わない。	お見込みのとおり	
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務に係る仕様書	「国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務事務約款」「国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務における個人情報の取扱いについて」同様に、今現在の収納代行業者を乙として、コンビニ各社を丙として締結している内容と同一でしょうか。差分がある場合、コンビニ各社から拒否される可能性があります。	本入札から総務省の標準契約書(案)を参考に作成しております。同一ではございません。	
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務に係る仕様書第7条	現在総務省主導の下、コンビニ保管書類の電子化や納付受付のフロー変更が行われる見込みとなります。その際は、仕様書・契約書の該当部分について協議の上変更ができればと思いますのでよろしくお願いいたします。	契約書は案であり、総務省標準契約書を基に協議させていただきます。	
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務に係る仕様書第8条 9	取扱店の情報はコンビニ各社の営業機密にあたるため、店舗コード一覧については年一回更新のうえ提供を受けております。ご了承ください。	問題ありません。	
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務に係る仕様書	柏原市様のウェブサイトを拝見しますと、収納方法はコンビニ収納の他にバーコードを利用した納付(スマートフォン決済アプリ)があるようですが、この度公示された文書内には、見当たりません。令和9年度からは実施しないということでしょうか。	お見込みのとおり	

回 答 書

No.3

件 名	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ決済収納代行業務	回答日	令和8年10月5日
質疑箇所	質 疑	回 答	
仕様書別紙 1ページ目 【目的】	代理金融機関とございますが、弊社が本件業務で使用している金融機関と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり	
仕様書別紙 1ページ目 【補足説明】3つ目の「・」	データレコードに「収納機関名」とございますが、これは収納を行うコンビニ各社を識別するコードと考えてよろしいでしょうか。	コンビニ各社の名称(セブンイレブン、ローソン、ファミマート など)です。	
仕様書別紙 2ページ目	表内の属性列の表記は100byteまたは120byteと読み取れますが、弊社で選択可能と考えてよろしいでしょうか。	システムのパラメータで取り込むファイルのbyte数を100byteまたは120byteから選択できるため、どちらbyte数でも問題ありません。	
仕様書別紙 3ページ目	利用企業コードにおいて、弊社は3桁を指定します。その場合、「利用企業コード(3桁)+科目コード(2桁)」となりますが、科目コードは柏原市様側に指定してもらいたいですか。	問題ありません。	
仕様書別紙	コンビニ収納取込定義マスタとございますが、これはどのようなものでしょうか。内容によっては対応ができない可能性があることから情報開示をお願いできますでしょうか。また、「各レコードで必要となる必須項目」と記載がありますが、ファイルフォーマット自体の開示もお願いできますでしょうか。ファイルレイアウト次第では対応することが不可となるためです。	コンビニ収納取込定義マスタとは、システムに取り込むコンビニ収納ファイルの項目定義を登録するマスタとなります。レコード長単位(100byte,120byte)、コンビニ収納ファイルから取り込む各項目の位置を指定して登録できます。 (項目位置の指定の例:収納年月日はデータレコードの4桁目から8桁) ファイルフォーマットについては、別紙「各項目のフォーマット」を参照してください。	